

令和4年 教育委員会第13回定例会（秘密会） 会議録

日 時 令和4年7月26日（火）

午後3時47分～午後4時32分

場 所 教育委員会室

議事日程

第 2 協議

【指導課】

(1) 令和5年度使用 特別支援学級用教科用図書採択【秘密会】

(2) 令和5年度使用 中等教育学校（後期課程）教科用図書採択【秘密会】

出席委員（5名）

教育長	堀米 孝尚
教育長職務代理者	金丸 精孝
教育委員	長崎 夢地
教育委員	俣野 幸昭
教育委員	佐藤 祐子

出席職員（11名）

子ども部長	亀割 岳彦
教育担当部長	佐藤 尚久
子ども総務課長	大谷 由佳
教育政策担当課長	原水 珠代
副参事（特命担当）	大塚 光夫
子ども支援課長	湯浅 誠
子育て推進課長	小阿瀬 広道
児童・家庭支援センター所長	吉田 啓司
学務課長	大塚 立志
指導課長	山本 真
主任指導主事	田中 博

欠席委員（0名）

欠席職員（0名）

書記（2名）

総務係長	江口 友規
総務主査	高橋 祐樹

◎日程第2 協議

指導課

(1) 令和5年度使用 特別支援学級用教科用図書採択【秘密会】

(2) 令和5年度使用 中等教育学校（後期課程）教科用図書採択【秘密会】

堀米教育長

それでは、秘密会として再開をさせていただきます。

日程第2、協議事項に戻ります、

令和5年度使用特別支援学級用教科用図書採択につきまして、主任指導主事、説明をお願いいたします。

指導課長

はい。それでは、まず、私、指導課長のほうから、概略について説明をさせていただきます。資料をご覧ください。

特別支援学級で使用する教科書として、区内に設置されております特別支援学級が来年度使用する教科用図書の選定についてご協議いただくものでございます。

特別支援学級の教科用図書の採択につきましては、特別支援学級設置校の校長からの申請によるものとされております。本区においては富士見小学校と千代田小学校、麴町中学校の校長が児童・生徒の個別指導計画に基づき選定を行っております。

手順につきましては、資料3、今、画面に出てくるかと思えますけれども、資料3、千代田区立学校特別支援学級用教科用図書採択に関わる基本方針の5、教科用図書の選定及び採択にお示ししているところでございます。

なお、特別支援学級における教科用図書の採択は、2、採択の期間に示しておりますとおり、特別支援学級の児童・生徒の発達状況が多様であることから、単年度ごとにその児童・生徒に適した教科書を採択することとなっております。この件につきまして、調査研究が6月中に実施され、今回、結果報告されたものを取りまとめてございますので、この後、主任指導主事からご報告を申し上げます。よろしくをお願いいたします。

堀米教育長

では、主任指導主事、お願いいたします。

主任指導主事

はい。主任指導主事です。まず、特別支援学級用の教科用図書採択制度につきまして、簡単にご説明申し上げます。

画面の資料3をご覧ください。

1、採択の方法でございます。特別支援学級の教科用図書は原則として通常の学級において使用する教科書を使用することになっております。また、学校教育法附則第9条の規定によります教科用図書の採択に当たりましては、特別支援学級設置校の校長の申請によるものとなっております。

3、採択の原則に示しておりますとおり、学校教育法附則第9条の定めにより、特別支援学級においては、検定教科書または文部科学省著作教科書を使用することが原則ですが、児童・生徒の障害の種類や程度、能力、特性から判断し、これらの教科書を使用することが適当でない場合、これ

に替わる適切な一般図書を使用することができるというふうに定められております。このことから、特別支援学級用の一般図書を第9条図書という言い方をしております。

続きまして、資料の1、2のほうに移ります。

資料1につきましては、各学校から出されました選定の申請、資料2以降につきましては、各学校からの選定理由になっております。この採択の原則に従いまして、特別支援学級設置校校長より提出されました選定についての申請文書でございます。これをもちまして選定結果が事務局に述べられております。この結果をまとめたものがこちらに示しております令和5年度使用特別支援学級用教科用図書選定結果一覧でございます。全部で5枚あるところになってございます。

各設置校から提出された選定経過につきましてご説明申し上げますと、まず富士見小学校、千代田小学校からは、特別の教科道徳、画面の中央にあります。こちらにつきましては、通常の学級で使われている道徳の教科書、そのほかにつきましては、文部科学省の著作図書、いわゆる星本または一般図書、先ほど申し上げましたところの第9条本を使用するという申請になってございます。

また、教科書の採択の際には、児童・生徒の障害の程度に著しい差があり、その状況に応じた学習集団を編制し、年間を通して指導を2種類以上に行うことができるとされています。そのため、国語、書写、また算数においては、学習グループ編成で使用する教科書を選定いただいております。ですので6個より多いと。学年1だったら本当は6ですけれども、6より多くなるという形になってございます。

また、通常学級において、小学校3年生以上は理科、社会、5年生以上は家庭科を設定いたしますが、知的障害の特別支援学級の場合は、知的障害者である特別支援学校の教科である生活、こちらはいわゆる生活科とは違います。この生活を編成しており、通常の学級における生活、社会、理科、家庭科を採択できないというふうにされております。その場合、生活の教科書として第1、2学年では1冊、第3、4学年では2冊、第5、6学年では3冊採択できることになっており、それぞれを生活の教科書として設定しております。

続いて、中学校の設置校麴町中学校からは種目によって文部科学省著作教科書、いわゆる星本、もしくは一般図書を使用するという申請が出されております。

なお、今お話ししております学年につきましては、令和5年度の学年となります。今年度の各学年の在籍状況につきましては、こちらです、資料の4、特別支援学級の（固定）学級在籍状況をご参照いただければというふうに思います。

今年度の児童・生徒の個別指導計画に基づき、次年度の教科書を申請しているという形になっております。児童・生徒によってはその実態に応じて通

常の学級における交流及び共同学習を実施するため、特別支援学級で採択する教科書ではなくて、通常の採択された教科書を供与し使用する児童・生徒中にはいるということになります。

資料2、選定理由につきましては、それぞれの学校で選定した理由をお示ししておりますので、後ほどご参照いただければというふうに思います。

特別支援学級用教科用図書の選定についてのご説明は以上です。

堀米教育長

はい。ありがとうございます。

要は、9条本を取った教科については、通常で使う教科書は、本来は無償では与えられないのですね。

主任指導主事

お子さんの発達の状況に応じて、その教科をいわゆる交流ある共同学習で国語は入りますよというお子さんには通常の国語の教科書が配付されます。ですので、なのですけれども、星本ですとか9条本を配付しますという形で申請された場合に、同時に通常の教科書を配付するということとはできません。要するに、採択されたものの中から1冊をお渡しするという形になってございます。

堀米教育長

別途に予算をつけて買っているのではなかったですか。それはしていないのですか。

主任指導主事

今はまだ、どちらかです。

堀米教育長

一応それはどちらかを選ぶということにはなっているということですね。

主任指導主事

そうですね。

堀米教育長

そこはもう、基本どおりですね。はい、分かりました。

俣野委員、どうぞ。

俣野委員

富士見小学校と、千代田小学校は、ほとんど一緒なのですか。違うところはどこかあるのですか。

主任指導主事

富士見小学校と千代田小学校については、様々ご検討を頂いた結果、内容としては、同じものが出ております。ちょっと順番が違ったりはしているのですけれども。

ただ、ちょっと選定の理由については、それぞれのお考えで書いてある内容で、ちょっと異なっております。

また、富士見小学校は、資料4を見ていただくと、在籍していない学年があるのですが、そこについても、当然ながら転入の可能性ですとか編入の可能性ですとか、そういったこともありますので、その学年の教科書を想定して、選定もしていることになっております。

堀米教育長

はい。

ほかにございますでしょうか。

長崎委員。

長崎委員

すみません。小学校1年生の分というのは、まだ、入学してきていない子どもたちということで、これで、今までの経験上から、こういった本を用意しておけばというので対応しているのだらうと思うのですけれども、中学1年生の部分というのは、やはり、それに対する中学1年生で入ってきたとき

に、子どもの差がそれなりに出てきてしまっているかなと思って、そこに対応する教科書というのを選ぶのはすごく大変なことなのかと思うのですが、その辺は、幅広くそういう子どもたちがいいような選び方をしているようなものですか。

主任指導主事　そうですね。いわゆる学年設定をして確実に、1年、2年とここに書かれていないところが、結局その幅を持たせていることにつながってきているとご理解いただければいいかと。

長崎委員　はい。ありがとうございます。

金丸委員　すみません。

堀米教育長　はい。金丸委員。

金丸委員　物すごくこれを見てよく分からなかったのが、富士見小学校を見ると、現在の生徒の数4名と考えると、すごい数だなと思ったのです、実は。それで、何を考えるかということ、特別学級の場合にはそのときにならないと何をしていくか分からないから、グループでこの中から選ばばいいという意味なのかと。発達の状況に応じて、1人について、2冊とか3冊与えることもあると聞いたような気がするのですが、発達状況によって。

教科書を1人に1冊ではなくて、例えば国語のAとBの2つの教科書を与えるということもあるのでしょうか。

主任指導主事　いや、ありません。

金丸委員　それはないのですか。

主任指導主事　はい。教科書の受給については、教科につき1冊です。

金丸委員　そうすると、要するに何でこんなにたくさんになってしまうのだろうかというのが、もう一つよく分からなくて。要するに、今までは千代田小学校だけですから、千代田小学校はそれなりに人数がいたので、いっぱいあってもおかしくないと思っていたのですが、僅か4名しか生徒がいなくて、これだけの数の教科書が出てくるということは、逆に言うと、編入とか、新しい入学者についてそれだけ必要なのだと、そういう意味なのでしょうか。

主任指導主事　発達の状況の幅、各学年ですね、もしくはいわゆる知的固定学級に適というふうには、いわゆる就学相談等で認定されて入ってくるであろうお子さんの幅を考えたときに、グループ編成をして、そこで堪え得る教科書の幅としてここを選定しているとお理解いただければと思います。

金丸委員　もう一つ分からない理由を言うと、富士見小学校の場合、今、取りあえずは4名と。4名がそれぞれに違う教科書を選ばなければいけない。国語で言えば4冊、つくるわけです。それで、支援、ただここに出ているこの教科書は、2、3、4、5、6、7、8、9、10。10種類もあるわけです。何でこんなに必要なのかと思ってしまったのですが、

主任指導主事　主任指導主事です。

先ほどお話もさせていただきましたが、空の学年が富士見にはあるのですけれども、なので、空の学年があるので、その学年の教科書は申請しません

という話になると、その分の教科書を、いわゆる選定していない、採択していないという状況になった場合、採択を受けていないから、その学年に配当する教科書がなくなるのです。千代田小学校側で出してくれているので、正直そこは、区としての教科書採択としては賄えるという考え方に最終的にはなるのですが、富士見小学校としてもそういうことがないようにということで、自分の学校としてはここを想定して考えているのでということです。

金丸委員 ということは、4名に対してはそれぞれに、指導計画や何かもこれに、資料としては見ていませんけれども、出されているわけですね。そうすると、4名に対してはそれぞれの科目について、ここが適切だということをしっかり押さえてあるけれども、それ以外は見込み。見込みというか、ないかもしれないけれども、いた場合の準備なのか。こういうことなのですね。

主任指導主事 そのようにご理解いただければと思います。

指導課長 指導課長です。

現状、今いる4名のお子さんについては、個別指導計画に基づいて、この発達段階なのでこの教科書が適切であろうということを考えながら採択してもらっていますけれども、そうでないお子さんについては、課程の段階で、いわゆる一般的に例えば3年相当で入ってくるお子さんについては、この教科書が適切ではないかというような想定段階で採択していただいているとご認識いただければ。

金丸委員 ありがとうございます。

堀米教育長 はい。

ほかにございますか。よろしいでしょうか。

これは、今日の一覧から選んでいるのですよね。

主任指導主事 はい。

堀米教育長 東京都のほうで、一応、一覧表があって、その中から選んでいるのですよね。その部分は東京都も、認めているという考えでいいですね。その中から、こういう指導計画に沿った、その子に合ったものを選んでいるというような考え方ですね。はい。では、分かりました。

では、取りあえず特別支援学級用教科用図書についての件を終わります。

では、続きまして、ほかになければ、次に、令和5年度使用 中等教育学校（後期課程）教科用図書採択について、指導課長より説明をお願いします。

指導課長 はい。指導課長です。

続きまして、中等教育学校（後期課程）の教科用図書につきまして、まず概略を私のほうから説明させていただきます。

こちら、先ほどの特別支援学級の教科用図書と同様でございまして、選定理由及び結果報告を、事務局に提出していただいているものでございます。

中等教育学校の後期課程につきましては、高等学校段階ということで、生

堀米教育長
主任指導主事

徒の状況、あるいは学力の幅等に差があり、また、カリキュラムの編成につきましても、学校の創意工夫が必要となっておりますので、校長の権限で選定したものを教育委員会に報告していただき、教育委員会の皆様に、最終的に採択していただくという手順になってございます。

委員の皆様におかれましては、こちらも本日の報告を受けていただき、8月23日にご採択いただくという運びになります。

では、詳細につきましては、改めて主任指導主事のほうから、詳細を説明させていただきます。

主任指導主事、お願いします。

はい。主任指導主事です。

それでは、資料、「令和5年度使用 九段中等教育学校（後期課程）用教科用図書採択」をご覧ください。

まず、九段中等教育学校後期課程の教科書採択基本方針について、簡単にご説明いたします。資料3をご覧ください。

中等教育学校の後期課程につきましては、1の（1）にありますように、学校の選定結果を総合的に判断し、教育委員会が採択するということになっております。

また、1の（3）にありますように、生徒の実情等を十分に配慮する必要があることは、先ほど指導課長よりお話があったとおりでございます。そのため、3、教科書の選定についての（1）に記載のように、教科書の選定委員会を設置することとなっております。選定委員会の名簿は、別途資料5のほうに示しております。校内での選定委員の名簿になってございます。

また、3の（2）東京都教育委員会が作成した「高等学校用教科書調査研究資料」を活用した上で、学習指導要領の目標ですとか九段中等教育学校の生徒の実態、学校の指導内容や指導法に照らした教育効果を踏まえながら、教科書の調査研究及び選定作業を実施していただきました。

教科書選定委員会の設置要綱につきましては、こちら資料4に示してあるとおりでございます。

以上を踏まえ、選定の結果としてご提出いただいたのが、資料のこちら1及び資料2以降の選定理由書になります。

資料1につきましては、6月23日付、九段中等教育学校の370号をもちまして、選定理由書とともに選定結果が事務局に提出されております。

この選定結果をまとめたものが、こちら、令和5年度の千代田区立九段中等教育学校後期課程使用教科用図書一覧となっております。

選定結果のほうをご覧ください。教科、各科目別に選定しました教科書の名称、また使用学年が記載されております。その中で備考欄に「替」という文字が入っている科目（種目）がございます。これにつきましては、今年度使用している当該学年の当該科目の教科書から、採択替えを行うということを示しております。

なお、平成30年告示の高等学校学習指導要領は、年次進行での実施とな

り、令和4年度の4年生から改訂された学習指導要領の実施となっております。したがって、令和5年度、こちらの5年生につきましては、全ての科目（種目）において、採択替えということになるということでございます。

開設する全ての種目の教科書については、資料2、選定理由書のほうに記載しております。それぞれの科目（種目）名、教科書名、使用学年が示されており、その右端に需要数報告、こちらですね、その右端に需要数報告がございます。数字が入っているものは、今回の採択を受けて生徒に供与する種目、ゼロのものは、以前その教科書を採択して配っているのに、需要数報告をする必要のない種目、要するに6年次で、再度同じ科目を有するので、4年次にもう既に配っているような形の種目を示しております。

中等教育学校後期課程教科用図書を選定についての説明は以上となります。

堀米教育長

はい。ありがとうございました。

見本がそこにあるものですね。

主任指導主事

はい。こちらです。

堀米教育長

令和5年の予定の本ですね。はい。

これについて、ご質問ありますでしょうか。

金丸委員

よろしいでしょうか。

堀米教育長

はい。金丸委員。

金丸委員

細かいことですが、需要数のところを見ると、159冊、生徒について159冊というのは一般的だけでも、それ以外に、例えば資料2の1ページ目の国語の古典に関しては151、その上の論理国語も151で、159ではないですね。8名違うのは、これはどうしてなのですか。何かイメージ的には、全員に配るのだから、数字が一致するのではないかと。もちろん一致しないところもあって、例えば次のページの、2ページ目の国語の国語表現は、生徒15としかなくてないので、これは多分、選択か何か前提になっているのだらうと思うのですけれども、こちらが151と159というのはあまりにも数が近いものですから、何でこんなものが出てくるのだらうかというのを疑問に感じました。

堀米教育長

はい。

では、これについて。

主任指導主事

現時点での在籍を踏まえた上での見込み数ですね。ですので、次年度、第1学年については159、第2学年については151、そして第3学年が149の見込み数で打っております。

堀米教育長

マックス160ですね。

主任指導主事

そうですね。定員160ですけれども、様々な事情で少しずつ抜けているので、来年度の見込み数とその数になるとご認識いただければと思います。

金丸委員

では、さっきの点は、例えば2ページ目の国語の古典Aは、生徒用としては10冊しか必要ないですね。

主任指導主事　　こちらは、ご指摘のとおり選択ということに基づいた上での需要見込み数ということで、想定しているものと考えております。

金丸委員　　何か、総体の数から比べると、やけに少ないという感じがしたものですから。

主任指導主事　　基本的に、この需要数は、各学校ではないです。この場合1校ですね。失礼しました。すみません、主任指導主事です。

各学年、それから九段中等教育学校の教科について含めた上での、十分に需要として足りるべき数を示していただいていると認識しております。

また、別途こちらの最終的な申請は別途出てくるのかと思いますので、供与についての整合性は、そこでもまた図っていくという形になるかと思えます。

金丸委員　　前提の話ですけれども、来年度の教科書ですから、もう既に、選択については、この時期にもう選択を決めているということですか、生徒は。

主任指導主事　　選択自体はこれからになりますので、あくまで見込み数。主任指導主事です。すみません。という形。

金丸委員　　ということは、これが、そのときは変わる可能性もあるということですね。

堀米教育長　　はい。

ほかにございますでしょうか。

長崎委員。　　今お話を聞いて、見込み数ということで、例えば使用学年が3年の部分の選択科目についてはもう既に選択が決まっています、この教科書ということで、ある程度実際に使う数字なのかなと思っていたのですが、芸術部分ですよね。音楽とか美術とか、書道というものの使用学年が4年生とか1年生というか、後期の4年生ですかね、の部分の、均等に分かれているわけではないではないですか。音楽とかもでしたね。音楽が30で、美術を取るのが73とありますし、書道が結構少なくて。これは、例年こういう感じの割合で選択する生徒が多いからということですか。

堀米教育長　　はい。いかがでしょうか。例年の実績から算出しているのか、算出根拠は何なのかということですよ。分かりましたか。

主任指導主事　　見込み数で言うところもあるので、基本的には実績から配っているという形で、仮に出しているというふうに我々は認識しているところです。

長崎委員　　例えば、あまりにも差が開き過ぎて、思っている教科を取れないとか、そういう可能性はあるのですか。そこは大丈夫なのですか。

主任指導主事　　結局、その教科書が受給されないので、取れないということはないです。

はい。

長崎委員　　では、もしかしたら、みんな美術を取ったら、こういう全学年、全生徒、美術ということもあり得る。そこはないのですか、それは。

主任指導主事　　それは、数的に無理だということですね。教科書ではなくて、選択の数的に無理だという話になるかもしれない。

だから、この数は流動的で、ほかの科目だけ採択していれば、あとの数は、減ったり、どうにでもなるというか、プラス・マイナスあるということで。

長 崎 委 員
主任指導主事
長 崎 委 員
主任指導主事
長 崎 委 員

分かりました。

最終的に何冊、配付をという申請は、別途教科書。

教科書さえ選んでおけば、あとは、数は、ということですか。

そういうことです。

それで、あと、小学校、中学校は、3年に1回でしたか、教科書を選ぶではないですか。でも、高校の分はこうやって毎年選びますけれど、今回、指導要領の変更があったから第5学年は全て替わるということですが、教科書会社として、毎年、高校部分は採択があって、その新しい教科書に替えるタイミングというのは、もう教科書会社次第。何年に1回、各社そろって新しい教科書にするとか、どういう感じなのですか。

堀 米 教 育 長

義務教育と、今、中等と後期課程と違うところだけ教えてください。

今、後期課程ですよ。

長 崎 委 員

そうです。

主任指導主事

はい。

堀 米 教 育 長

と、義務教育の採択と、違うことがあれば。

主任指導主事

基本的には、教科用図書に関しての検定年度は決まっていますので。

長 崎 委 員

そうなのですか。

主任指導主事

高等学校についても教科書検定は文部科学省で実施されますので、その通過を、実施年も決まっていますし、そうしたものを。

長 崎 委 員

分かりました。

堀 米 教 育 長

はい。

ほかによろしいでしょうか。

(な し)

堀 米 教 育 長

では、今のご質問に関係ありますが、また、小・中学校の教科用図書につきましては、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第14条の規定に基づき、採択年度に採択したものと同一のものを採択するということがよろしいでしょうかということを、23日にお聞きします。それで、このまま今日、2つやった教科用図書の採択と、それから同一のもので採択することよろしいでしょうかということを議案として出したい。

それで、小・中学校も、では続けていいと。去年は特例として、何か、歴史が何かこれに出てきてしまったもので別途やりましたけれども、今回はないので、採択年度の同一ということです。

ちなみに、来年度は、小学校の採択がまた、小・中・高とまた始まりますから、大変やりがいがあると。小学校は、もうすごいですから、乗り切れないぐらい。

ということで、教科書そのものについては、今、いつも置いてある教育委員室。

主任指導主事　これはまだ教育委員室のほうで、8月23日の採択までは置いておけばと思っておりますので、はい、もし、まだご覧になるということであれば、申し訳ないのですが、こちらのほうにお越しいただければと。

堀米教育長　先ほどの話題になった公共の教科書が真上にありますので、見ていただければと思います。

金丸委員　すみません。くだらない質問なのですが、小学校、中学校の教科書の採択については、昨年度と同一でいいですかという質問に対して、嫌だという教育委員がいた場合は。

堀米教育長　そうしたら、その部分について、多数決で採択をするという。

金丸委員　そうすると、変更も可能ということですか。

堀米教育長　そうですね。変更してはいけないということではないから。

金丸委員　それは何か理由があるのですよね。3年間というのは、その規定ではないわけですね。

堀米教育長　はい。ただ、それだけに余計費用がかかるから、よほどのことでない限りは。

金丸委員　そうですね。

堀米教育長　指導書から何から全部替えなければいけないので。ということで、普通はしない。

指導課長　前年度の実績を基に、毎年度毎年度確認はしますけれども、基本的には、使用3年、使用ベースでということですがけれども、全く変更してはいけないということではないので。

堀米教育長　では、この件については、教科用図書については説明を終了し、次のときには議決、採決ということになります。

では、ほかに、委員さんからなければ、以上をもちまして、本日の教育委員会は閉会といたします。ありがとうございました。